

社会福祉法人 北叡会

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年9月1日～令和4年8月31日までの 3年間

2. 計画内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

令和1年 9月～ 法に基づく諸制度の調査

令和1年10月～ 制度に関するパンフレット等を作成配布もしくは説明会等で周知、共有